

～事業者の皆さまへ～

補助上限額
25万円

新型コロナウイルスに係る 消毒事業補助金

新型コロナウイルスにより、施設等を消毒する必要が生じた事業者には**消毒費用の2分の1**を助成します。

▽制度の内容

(1) 申込要件 ※①～④全てに該当している方が対象です。

- ① 玉村町内に事業拠点がある事業者
- ② 従業員や常時利用者の新型コロナウイルス感染者が確認されたことにより、保健所の指導の下で施設等、建物の消毒をした事業者

(※感染者が訪問しただけの建物の消毒については、該当しません。)

- ③ 玉村町税に滞納がない事業者
- ④ 暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

(2) 対象経費

新型コロナウイルス感染に係る施設等、建物の消毒費用

(3) 限度額

- ① 消毒費用の2分の1の額(千円未満切捨て)、上限25万円
- ② 1事業所につき、1年度あたり1回まで

(4) 対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日実施分(※申請は令和4年3月末日まで)

▽申請時に必要な書類

※詳しくは、新型コロナウイルス対策係へお問合せください。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 消毒事業補助金交付申請書(様式1号) | ⑤ 消毒事業実績報告書(様式4号) |
| ② 消毒費用の見積書の写し | ⑥ 消毒費用の領収書及び内訳書の写し |
| ③ 消毒実施範囲を示す建物の図面 | ⑦ 消毒事業の業務完了報告書の写し |
| ④ 感染症患者の発生後の対応記録 | ※⑤～⑦については、消毒事業実施後の場合 |

申請書の提出先 および 問合せ先

玉村町新型コロナウイルス対策係

〒370-1192 佐波郡玉村町大字下新田 201

TEL 0270-75-1377

FAX 0270-65-2592

